

# 対馬市森林施業ガイドラインの概要

## (1) 伐採及び造林計画

### ① 事前手続き

●地域森林計画対象民有林を伐採するときには「伐採及び伐採後の造林の届出書」を、保安林を間伐する時には「保安林内間伐届出書」を、保安林を主伐する時には「保安林内立木伐採許可申請書」を提出しましょう。

### ② 皆伐面積の設定

●1箇所当たりの皆伐面積は、海までの距離を考慮して設定しましょう。具体的には1～2次河川流域：1ha、3～4次河川流域：5haを皆伐許容限度面積の目安として下さい。これを超える面積の伐採を行う場合は、人工造林による確実な更新を図るようにして下さい。

●基本的には尾根筋(隈)・沢筋で伐区を区切り、1伐区で2つの尾根・2つの沢を跨がないように計画して下さい。2つ以上の尾根、2つ以上の沢を跨ぐような伐採を計画する際は、尾根筋または沢筋に緩衝帯・保護樹帯を設置して、伐区を分割して、伐採を空間的・時間的に分散させることを検討して下さい。

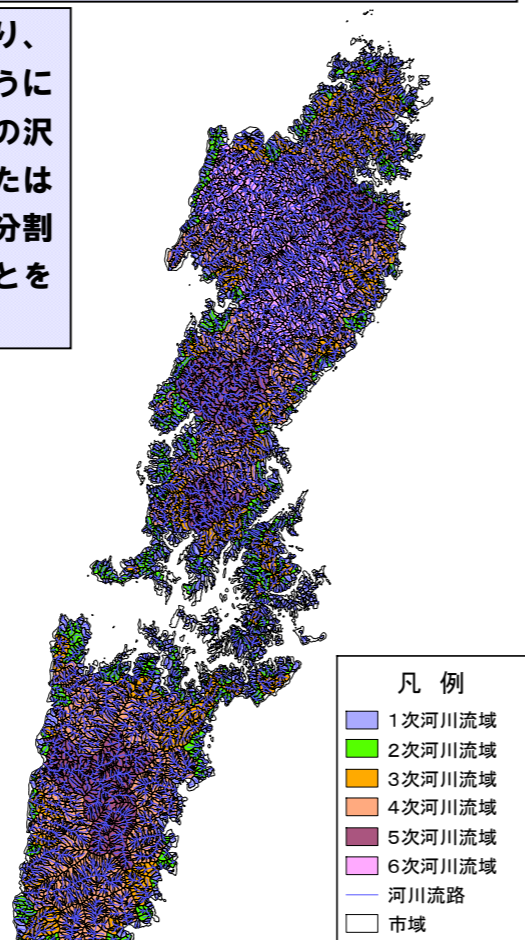
●大規模皆伐の影響を軽減するため、伐区に隣接する場所については幅10～15m程度の広葉樹林の保護樹帯を残しましょう。

●尾根筋(隈)には、風の条件や地形等の状況により必要に併せ、幅10～15m程度の帯状の緩衝帯(広葉樹林)を残すようにしましょう。

●溪畔林では、幅10m程度の帯状の緩衝帯(広葉樹林)を残すようにしましょう。

●海岸林では、幅15～25m程度の帯状の緩衝帯(広葉樹林)を残すようにしましょう。

●民家、耕作地等の隣接地で作業を行う場合には、土砂崩壊・流出や水系に配慮した施業を心掛けましょう。



水文分析結果  
国土交通省 国土地理院  
基盤地図情報 10mメッシュ標高データ

## (2) 路網・土場開設

### ① 路網・土場計画

●切土・盛土が極力少なくなるように、森林作業道・集積土場の配置や施工に留意して、必要最小限の開設に留めるようにしましょう。

### ② 構造

●森林作業道は「長崎県森林作業道作設指針」(平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知：令和3年9月10日改正)に則り、縦断勾配、排水計画、切土・盛土方法、曲線部の拡幅の確保などに留意して開設しましょう。

## (3) 伐木造材・集運材

### ① 伐木造材

●伐採作業は防護ズボン・防振手袋・ヘルメット等を着用して行いましょう。  
●造材作業は安定した地盤で行いましょう。  
●不必要な伐採は控え、更新のために稚樹等は積極的に残しましょう。

●伐木造材時に発生する枝条や残材(タンコロ)等は、災害を誘発することがないように適正に整理しましょう。

### ② 集運材

●集材方法は高性能林業機械や架線集材など、現地の条件に応じて、環境負荷のからない方法を適宜使い分けましょう。  
●労働安全上、上げ荷集材を基本として下さい。  
●フォワーダを使用する場合は、急発進・急旋回しないように心掛けて下さい。

## (4) 再造林・天然更新

### ① 再造林

●森林経営が成り立つ場所にはスギ・ヒノキを再造林しましょう。  
●ニホンジカの食害から植栽木を護るため、防鹿施設を設置しましょう。

### ② 天然更新

●ニホンジカの食害から萌芽枝等を護るため、防鹿ネットを設置しましょう。  
●次世代のためにしいたけ原木を残しましょう。